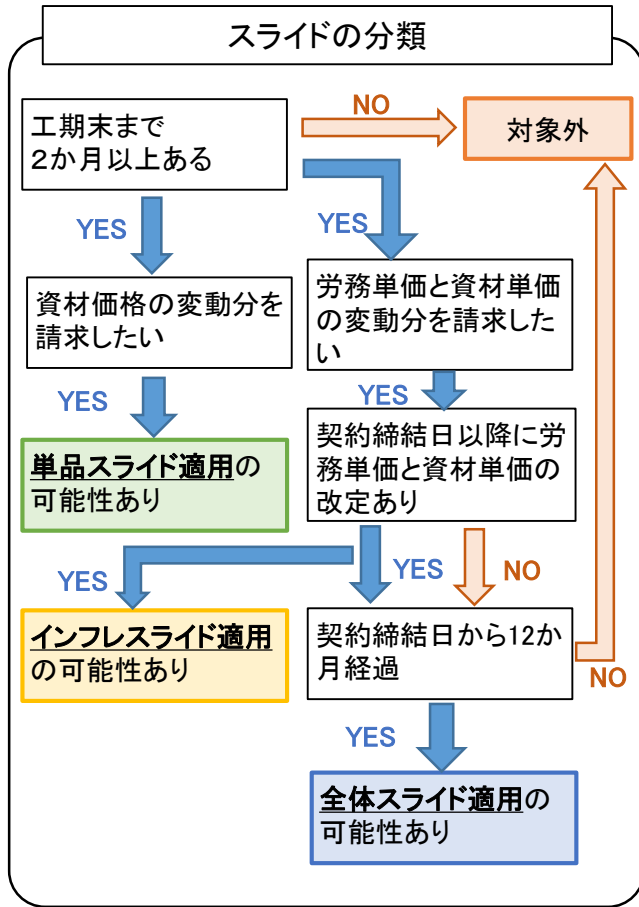


スライド条項の概要について

スライドの分類



インフレスライド(第25条第6項)

対象(A)

- ・基準日(※1)以降に施工する部分
- ・基準日以降に購入する工事材料

対象外

- ・基準日時点で施工済み部分
- ・基準日時点で現場搬入済み工事材料
発注者にて出来高数量を確認します。

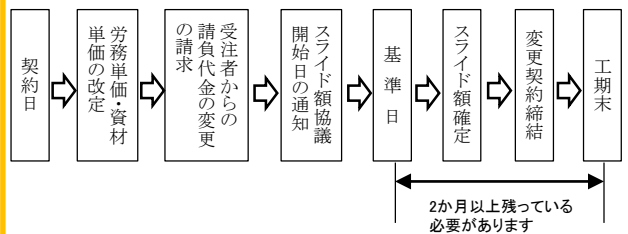
※1 基準日:受注者から請負代金額の変更の請求があった日から14日以内の日で、スライド変更のための基準となる日

スライド額(変更額)

$$A \text{の変動額} - (A \text{の契約日時点の残工事代金} \times 1\%) \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額:基準日時点の残工事代金—契約日時点の残工事代金
 ※3 残工事代金:市積算による工事代金×落札率

手続きの流れ



- ・協議の請求は香川県労務単価の改定の日以降に行うことができます。
- ・全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

単品スライド(第25条第5項)

対象(A)

変更額が請負代金の1%を超える工事材料(対象工事費=請負代金額-B)

対象外(B)

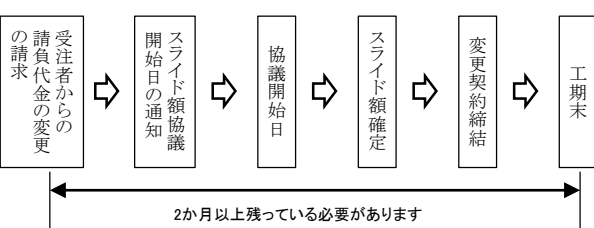
- ・部分払完了部分(※1)
- ・部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができる。

スライド額(変更額)

$$A \text{の変動額} - (\text{対象工事費} \times 1\%)$$

手続きの流れ



- ・鋼材、燃料油、その他材料の変動額が請負代金の1%を超えるかどうかを判定してください。
- ・その他材料については個別に協議します。
- ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。

全体スライド(第25条第1項～第4項)

対象(A)

- ・基準日(※1)以降に施工する部分
- ・基準日以降に購入する工事材料

対象外

- ・基準日時点で施工済み部分
- ・基準日時点で現場搬入済み工事材料
発注者にて出来高数量を確認します。

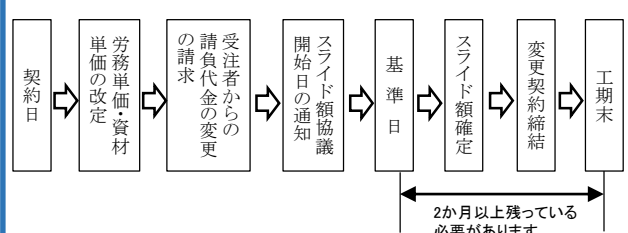
※1 基準日:受注者から請負代金額の変更の請求があった日から14日以内の日で、スライド変更のための基準となる日

スライド額(変更額)

$$A \text{の変動額} - (A \text{の契約日時点の残工事代金} \times 1.5\%) \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額:基準日時点の残工事代金—契約日時点の残工事代金
 ※3 残工事代金:市積算による工事代金×落札率

手続きの流れ



- ・インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。